

登録識別情報等通知書

R051715

平成 30 年 11 月 28 日

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
2. 本通知書の自動車譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

裏面もご覧下さい。